

上尾市訓令第5号

本 庁
出先機関

上尾市児童発達支援センターつくし学園運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月19日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市児童発達支援センターつくし学園運営規程の一部を改正する訓令

上尾市児童発達支援センターつくし学園運営規程（平成24年上尾市訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の表栄養士の項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第16条第3号中「第17条第3項第2号」を「次条第3項第2号」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。